



法務省民商第18号

平成26年3月5日

法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局長

「商業登記法等の一部を改正する法律等の施行に伴う電子認証事務の取扱いについて（平成12年9月29日付け法務省民四第2274号民事局長通達）」の一部改正について（通達）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）第13条による改正後の預金保険法（昭和46年法律第34号）の施行に伴い、標記の当職通達の一部を下記のとおり改正し、本年3月6日から実施することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第1の2の(1)のオ中「、保険管理人又は金融整理管財人の職務を行うべき者として指名された者」の下に「及び同法第126条の5第1項により業務及び財産の管理を行う預金保険機構において、その職務を行うべき者として指名された者」を加える。

